

千葉県 歩道橋ネーミングライツ よくある質問

募集期間延長に伴い更新

1 契約期間について

Q 1 - 1

愛称の使用開始予定日は令和6年1月1日4月1日となっていますが、いつから歩道橋に愛称を掲出できますか。

契約上、令和6年1月1日4月1日をもって当該歩道橋に愛称を掲出できることとなる予定ですが、年末年始は路上工事の抑制期間となっており、工事着手は1月4日以降となります。路上工事の手續等により、工事着手が愛称の使用開始予定日以降となる場合もあります。

Q 1 - 2

愛称の使用期間は3年以内となっていますが、2年、1年など短期の提案でもいいですか。また、提案期間の長短は、選定において評価に影響しますか。

3年より短い期間での提案も差し支えありません。但し、御提案いただく年額が同額であれば、期間が長い方が評価は高くなります。

Q 1 - 3

ネーミングライツ契約期間中に、歩道橋の修繕工事などが実施されることはありますか。またその場合、ネーミングライツ料はどうなりますか。

契約期間中に県が歩道橋の維持管理の観点から必要な整備や修繕工事を実施する場合があります。

なお、整備や修繕工事を原因としてやむを得ず愛称標示が妨げられた期間が発生しても、ネーミングライツ料の返還は行いません。

Q 1 - 4

契約期間の更新は必ずできますか。また、更新は何回までできますか。

契約期間終了時の歩道橋の状態にもよりますので、更新できない場合もあります。また、何回更新できるかも回答しかねます。

2 愛称命名、標示について

Q 2-1

愛称には会社名・商号・商品名・ロゴマークを標示できるとされていますが、キャッチフレーズや、「〇〇会社 ここから〇〇m →」などは標示できますか。

キャッチフレーズ、交通案内などは標示できません。

Q 2-2

標示箇所は最大2面とされていますが、2面とも同じデザインでなければいけませんか。

「【別紙2】愛称命名と標示の条件」に合致していれば、2面それぞれ違うデザインでも構いません。但し、愛称そのものは同一にしてください。

Q 2-3

愛称の文字背景への着色は認められないということですが、背景を白色の無地にすることはできますか。

文字の背景は、白色も含め着色することはできません。

Q 2-4

地点名等の既存の標示について、移設する場合の費用は誰が負担しますか。

移設費用はネーミングライツスポンサーの負担となります。ただし、既存標示の移設は認められない場合もありますので、御留意ください。

Q 2-5

ネーミングライツ契約期間中に、歩道橋の修繕工事などで愛称標示が消去された場合、再標示の費用は誰が負担しますか。

ネーミングライツスポンサーの負担となります。

Q 2-6 【9月22日追加】

歩道橋への愛称掲出工事はネーミングライツスポンサーが施工業者と直接契約するとのことですが、施工業者は屋外広告業の登録が必要ですか。

必要です。市川市、浦安市内の歩道橋については千葉県の屋外広告業登録、船橋市内の歩道橋については船橋市の屋外広告業登録のある業者に工事を依頼してください。

3 応募資格について

Q 3 - 1

法人登記をしていない個人事業主は応募できますか。

応募は、法人登記をしている企業等に限定させていただいています。

4 申込について

Q 4 - 1

代表者ではない支店長等が申し込むこともできますか。

申込者が法人の代表者でない場合、「様式2 委任状」が必要です。但し、代理人が申し込む場合でも、「様式4 ネーミングライツスポンサーの申込みに係る誓約書」は代表者を申請者としてください。

Q 4 - 2

「様式4 ネーミングライツスポンサーの申込みに係る誓約書」に記載する役員等名簿には、代表取締役のみを記載すればいいですか。

商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）に記載されている役員全員について記載してください。（監査役なども含みます。）

Q 4 - 3

添付書類の各種証明書について、発行日の指定はありますか。

発行日に期限はありませんが、税証明については最新年度のものを提出してください。